

事業評価書（事前）

事務事業名		水道事業統合推進事業費
事務事業の概要	(1)目的	水道事業の広域化、管理の一体化により、水道事業間の格差是正、事業運営の基盤を強化し、安全で安定的な水の供給体制を確保する。 また、業務委託ガイドラインの活用等により、水道管理業務の適正な第三者（他の市町村等）委託の実施を図る。
	(2)内容	水道広域化及び統合化推進事業 ・市町村合併等に応じた水道事業統合のメリット、デメリットの整理、統合計画案の策定 第三者委託の適正化事業 ・委託適正ガイドラインの作成及び受託評価システムの確立 ・水道事業者（水道技術管理者）等を対象とした研修会の実施
	(3)達成目標	予算額（案） 22百万円 ・3年間に概ね10地域のモデル地域で統合計画案の策定（広域的水道整備計画の見直しを含む。） ・第三者業務委託ガイドラインの活用周知徹底（ガイドライン提供先：水道事業者、都道府県等741箇所）
評価	(1)必要性	〔国民や社会のニーズに照らした妥当性、公益性〕 水道事業は、市町村経営を原則として、高い普及率と安心して飲める水道を全国で実現してきたが、現在約1万1千の事業があり、その大半は小規模で経営基盤の脆弱なものである。近年の渇水・災害、水源の水質汚濁や流域での様々な化学物質の流入等、各水道事業それぞれに多くの困難に直面している。 特に、水需要が頭打ちとなり、料金収入の伸びが期待できない中で、水質管理の強化、渇水や震災に備えた施設水準の向上、老朽化施設の更新など、いずれも収益の増加につながらない投資を着実に行うには、水道の広域化により、技術及び財政の両面について事業の基盤を強化し効率的に実施することが必要である。 また、水道の管理を適正かつ効率的に行う方法の一つとして、新たに第三者委託を制度化したところであり、その円滑な運用を図る必要がある。
	(2)有効性	〔今後見込まれる効果〕 ・水道の統合・広域化により、低廉で安定したおいしい水の供給、渇水や災害に対応した水道施設の整備や管理運営の効率化が図られる。 ・水道の統合・広域化により、事業間の格差是正が図られ、また、水道事業者の経営基盤の強化が図られる。 ・適正な業務委託の実施が図られる。 〔民間需要創出効果及び雇用創出効果〕 多くの水道事業者は地方自治体が運営しているところであり、第三者への業務委託制度の活用により、新たに民間への需要創出が見込まれる。
	(3)効率性	〔単年度の費用〕 平成14年度には22百万円、15年度以降は事業量に応じた額を要求。 〔効果と費用との関係に関する分析〕 水道の統合・広域化により、施設及び人員の集約、それによる建設費、維持管理費の低減など、効率的な事業運営が図られる。
	(4)その他 （公平性・優先性など）	〔優先性〕 水道は、需要者である国民の生活や事業者の事業活動を直接支えていることに加え、生活圏、経済圏としての「まち」の機能そのものを維持するために不可欠な社会基盤施設であり、その整備は地域発展に欠かすことのできないものである。
		・簡易水道等施設整備費補助

関連事務事業	<p>簡易水道再編推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道水源開発等施設整備費補助 水道広域化施設整備費
特記事項	<p>「水道法の一部を改正する法律」(平成13年7月公布、同14年4月施行予定。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄水場の運転管理や水質管理等、高い技術力を要する業務の委託が可能となった。 ・衆参両院の付帯決議 <p>水道施設の老朽化や震災等への対応を充実する観点から、水道施設の向上および適切な更新が行われるよう、必要な支援や的確な助言の提供を行うこと。</p> <p>今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針(平成13年6月26日閣議決定)</p> <p>2. 構造改革のための7つの改革プログラム</p> <p>(6) 地方自立・活性化プログラム</p> <p>水道など地方公営企業への民間的経営手法の導入を促進</p> <p>市町村合併プラン(平成13年8月30日市町村合併支援本部決定)</p> <p>第3 支援プラン</p> <p>2 豊かな生活環境の創造</p> <p>イ 上水道整備</p> <p>水道事業統合計画の策定支援</p>
主管課及び関係課	(主管課)健康局水道課